

令和08年度

マンホールポンプ場等保守点検業務委託（北部特環）

特記仕様書

京都市上下水道局下水道部 ポンプ施設事務所

第 1 章 総 則

1 適用範囲

本仕様書は、表記委託に適用する。

2 用語の定義

この仕様書において使用する用語は、次に定めるところによる。

- (1) 指示とは、総括監督員、主任監督員又は担当監督員（以下「監督員」という。）が受注者に対し、その委託業務の遂行に必要な事項について書面又は口頭にて、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の報告又は提案事項について、監督員が同意することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で合意することをいう。
- (4) 設計図書とは、仕様書・内訳書・添付図面を総称している。

3 委託業務の履行

本委託は設計図書により、監督員の指示に従い、正確に業務を履行しなければならない。

4 疑義の確認

本仕様書に明記されていない事項又は内容について疑義が生じた場合は、監督員と協議の上定める。

5 法規の遵守

受注者は委託業務に当たり、次の各号に掲げる法令その他関係諸法規を遵守して委託を安全かつ円滑に施行し、その適用及び運用は受注者の責任において行なわなければならない。

- | | |
|------------------|-----------------|
| (1) 京都市上下水道局契約規程 | (5) 建設業法 |
| (2) 労働基準法 | (6) 建築基準法 |
| (3) 労働安全衛生法 | (7) 電気事業法 |
| (4) 下水道法 | (8) その他関係法令、例規等 |

6 書類の提出

受注者は、工事関係書類を遅滞なく提出しなければならない。なお、様式及び提出部数については、監督員の指示によるものとする。また、契約後、区分紙を挿入した提出書類用ファイルを作成し、速やかに提出すること。

7 現場代理人等

- (1) 受注者又は当局の承諾を得た代理人は、委託期間中現場に常駐して指揮に当たらなければならぬ。ただし、現場代理人の委託現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督員との連絡体制が確保されると認めた場合には、常駐を要しないこととすることができる。
- (2) 現場代理人等を不適当と認めるときは、これを交代させことがある。

8 適用規格

委託の適用規格は次の各号のとおりとする。

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| (1) 日本産業規格(JIS) | (5) 日本電機工業会標準規格(JEM) |
| (2) 日本下水道協会規格(JSWAS) | (6) 電気学会電気規格調査会標準規格(JEC) |
| (3) 日本水道協会規格(JWWA) | (7) 電気設備に関する技術基準 |
| (4) 機械学会設計基準 | (8) その他関係規格及び基準 |

9 勵行及び厳禁

受注者は、場内の立入禁止・火気厳禁・使用禁止等の指定場所施設における指示事項等を厳守するように、従事者を指導管理しなければならない。

10 指示・承諾

次の各号に挙げる事項については、すべて監督員の指示又は承諾を受けなければならない。

- (1) 委託の施行順序・方法・工程
- (3) 既設の機器設備の運転・停止に関すること
- (2) 委託に使用する仮設物

1 1 関係監督官庁への許認可申請等

- (1) 法令で定められた関係監督官庁への許認可申請等の手続きは、受注者において迅速に処理しなければならない。
- (2) 関係監督官庁、その他の者に対し交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に申し出て、その指示に従わなければならない。

1 2 納入材料及び機器

- (1) 委託業務において納入する材料及び機器は、すべて未使用の製品を用いること。品質又は品名等が明示されていないものを納入するときは、監督員の承諾を受けなければならない。
- (2) 委託現場に納入する材料及び機器は、すべて監督員の確認を受けること。この手続を怠り、監督員が不適当と認めたときは、使用後であってもこれを適用品と取り替えなければならない。

1 3 電力及び雑用水

委託業務に必要な電力及び雑用水は、場内の別に指定する位置より支給する。ただし、支給を受けるに当たって、受注者は監督員の指示に従わなければならない。指示に反するときは、当局は支給を止めることができる。

1 4 既設構造物の保護

委託業務に当たって、受注者は地上及び地下の既設物その他に支障を及ぼさないように、防護措置をとらなければならない。

1 5 運搬及び保管

- (1) 破損等のないように入念に荷造りし、発着後の整理保管には十分に注意を払うこと。
- (2) 各種材料機器の発送に当たっては、発送人名と受取るべき受注者名及び表記委託名を明確に記し、荷受に当たっては受注者が責任をもって処置すること。荷受すべき受注者不在のときは原則として日時を改めるものとする。なお、下請人が直接発送するときは、必ず受注者名を明記すること。

1 6 委託現場発生品

受注者は、委託業務によって生じた現場発生品（発注者への返納品等）について、現場発生品の調書を作成し、監督員に提出しなければならない。

1 7 建設副産物の適正処理について

発生品のうち、産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、受注者が責任を持って合法的に廃棄処分すること。当該廃棄物については、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストを発行し、廃棄処理が適正に行われていることを確認するとともに、そのA票、B2票、D票等の写しを監督員に提出すること。

なお、管理票は委託完了後から、5年間保存しなければならない。

1 8 安全管理

- (1) 受注者は委託業務に関する公衆災害、交通事故、労働災害、物件損傷その他の事故等の発生を未然に防止するため、必要かつ十分な安全管理の措置を講じること。
- (2) 受注者は委託業務に当たり、安全管理に関する諸法規及び関係通達等を遵守のうえ、安全で円滑な施行を図り、適宜必要に応じて、地下埋設物・酸素欠乏症・火災・感電・墜落・爆発等の事故防止に努めなければならない。
- (3) 受注者は、委託業務の安全施行の確保に必要かつ十分な安全管理体制を組織すること。
- (4) 受注者は自己の従業員はもちろんのこと、下請関係者等を含めた委託業務関係者全員に安全管理について周知徹底させること。
- (5) 受注者は、委託作業中における事故防止のため、現場内の整理整頓、保安設備の設置等を行い万全を期すること。
- (6) 受注者は、事故防止に備えて、標示・標識・ロープ・保安柵・注意灯・酸素欠乏測定器等、その他緊急時に必要な器具、機器及び資材等を常備しておくこと。

1 9 受注者の負担

次の各号に要する費用は、受注者の負担とする。

- (1) 軽易な事項で、設計図書に明記されていなくても、施行上並びに完了後の運転維持管理上欠くことのできない材料及び作業

- (2) 各検査・試験及び写真撮影
- (3) 委託の手直し、又は過誤使用により生じる材料及び労力
- (4) 現場事務所・材料倉庫その他の仮設物の設置並びに撤去
- (5) 委託期間中の安全管理施設や材料の運搬搬入並びに管理
- (6) 関係監督官庁への許認可申請等の事務等に要する費用

2.0 施設停止及び他委託等との競合

受注者は委託業務に当たって、処理施設の停止を必要とする場合は、綿密な計画を立て、最短の停止期間で施行すること。また、他委託等と競合する場合は監督員が施行期間の指定をする場合がある。

2.1 段階確認

受注者は、試運転時及びその他監督員が求める施工段階において、段階確認を受けなければならない。

2.2 完了検査

- (1) 委託業務が完了すれば、受注者は直ちに現場内を清掃整理のうえ、下検査を行った後、当局の完了検査を受けなければならない。
- (2) 完了検査に当たって、監督員の指示がある場合は受注者が立ち会うこと。
- (3) 検査の結果、不合格の箇所があったとき、受注者は監督員の指示する期間内に手直しを完了しなければならない。

2.3 保証・契約不適合

- (1) 完了検査合格後、一年以内に天災その他不可避的な事故によらないで、委託目的物に欠陥・不備が発見されたときは、当局が指定する期間内に、受注者の負担において補修を行わなければならない。
なお、当該個所は補修後検査を受け、更に検査合格後一年の保証を行わなければならない。上記の期間を越える場合においても、受注者はその契約不適合責任を免れることはできない。
- (2) 受注者が前項に規定する義務を履行しないときは、当局は受注者の負担において、第三者にこれを履行させることができる。

2.4 損害補償

受注者は材料等の現場搬入時、又は施行時に既設構造物、機器、道路等を損傷した場合、及び第三者に損害を与えた場合は、復旧又は賠償の責任を負うこと。

2.5 委託写真

受注者は、検査の資料となる記録写真（カラー）を作業前、作業中、作業後等、進行状況に応じて作業工程ごとに撮影し、完成後、年月日、説明などを書き添えて、写真帳に整理すること。

カメラは、銀塩カメラ又はデジタルカメラとする。

写真的大きさは、サービスサイズ（カラー）を標準とする。

写真帳はA4版を標準とし、表紙には契約年度、委託件名、受注者名、期間等を記入する。

デジタルカメラの写真を印刷する場合は、A4版の上質紙とし、銀塩カメラの写真に比べて著しく劣ることのない画質であること、また、通常の使用条件のもとで5年間程度劣化が生じないものであることとする。

2.6 雜則

- (1) 受注者は委託業務に当たって、特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 本仕様書の第2章以降及び内訳書、添付図面に記載された事項は、本仕様書の第1章に優先する。
- (3) 水環境保全センターにおいて環境マネジメントシステムを運用していることに鑑み、受注者は環境に配慮した委託業務に努めなければならない。
- (4) 受注者は委託業務に当たっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務等の調達に努めること。

第 2 章 細 則

1 委託概要

本委託は、北部地域特定環境保全公共下水道大原M P 1－1 マンホールポンプ場他 5 3 か所及びユニットポンプ 4 6 か所の保守点検を行うものである。

2 委託場所

京都市左京区八瀬花尻町地先 大原M P 1－1 他 9 9 か所
(別表 1－1 及び別表 1－2 を参照)

3 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

4 委託内容

委託業務は、次のとおりとする。

(1) 委託業務の履行及び管理体制の構築

受注者は、ポンプ場の構造、機能、系統及びその周辺の状況を熟知し、ポンプ場の運転に精通するとともに、委託業務の履行に当っては、常に問題意識を持って携わり、創意工夫によって設備の予防保全に努めること。また、故障、事故及び気象警報等発表時においても、迅速かつ適切に処置すること。

なお、受注者は委託業務を履行するうえで必要な諸事項について、発注者と協議等を行った場合は、その内容を議事録に整理し発注者へ提出すること。

ア 管理体制

受注者は、委託業務の履行に必要な管理体制を構築し、書面にて監督員の承諾を得ること。また、5 項に示す資格等を有する者を配置する等して適切な作業員を選定すること。

イ 緊急時の体制

受注者は、緊急時の対応に必要な管理体制を構築し、書面にて監督員の承諾を得ること。

ウ 大雨警報時の体制

台風等の接近や大雨警報が発表された時は、必要に応じて西京極ポンプ場の中央監視装置に連絡員を配置し、的確な緊急対応が図れるようにすること。

(2) ポンプ場施設等の保守点検

受注者は、正常な運転を保ち故障の発生を未然に防止するため、適正な保守点検を行うこと。また、ポンプ場施設等に異常が発生した場合、速やかに現地に出動し適切な処置を行うこと。

なお、保守点検の内容に関しては、別表 2 を参照すること。

ア 巡回点検（マンホールポンプ場及びユニットポンプの実施）

巡回点検は月 1 回行い、マンホール等の状況、設備の異音、錆び、振動、損傷、漏水、油漏れ等の有無や運転状況、電力使用量等の確認、保護装置の動作確認、自動通報・監視装置の動作確認、点検報告書等の作成を行うこと。また、点検時に異常等が発見された場合、原因の調査を行い適切な処置を施した後、速やかに監督員に報告すること。

なお、巡回点検は別表 1－1 及び別表 1－2 の施設を対象とし、原則として 3 名以上で行うこと。ただし、綱掛けをしているユニットポンプについては、年 2 回（9 月及び 3 月）の点検とする。

イ 定期点検（マンホールポンプ場のみの実施）

定期点検は年 1 回行い、マンホール槽内の点検・清掃、現場操作盤の主回路、制御回路の絶縁抵抗の測定、端子台の増し締め、水位計の指示値・動作等の確認、点検報告書等の作成を行うこと。また、点検時に異状等が発見された場合、原因調査を行い適切な処置を施した後、速やかに監督員に報告すること。

なお、定期点検は別表 1－1 及び別表 1－2 のマンホールポンプ場 5 4 か所を対象とし、令和 8 年度は次の対象マンホールポンプ場 5 か所の潤滑油の交換を含む。（材料は

当局が支給)

対象マンホールポンプ場：大原M P 6－7、大原M P 6－8、鞍馬M P 2－1
鞍馬M P 4－1、高雄M P 2－2

ウ 緊急対応（臨時点検）

受注者は、自動通報装置又は西京極ポンプ場の施設管理担当者から異常事態発生の通報を受けた場合、汚水の流下機能に支障を生じない時間以内に現地へ急行し、対応できる体制を構築すること。また、早急に状況調査、臨時点検、応急修理及び設備の清掃等を行い、状況によっては監督員へ速やかに連絡すること。

なお、別表1－1及び別表1－2の施設を対象とし、汚水・汚泥の吸引等の作業が必要な場合は、監督員と協議のうえ、作業を実施すること。

エ 異常・故障時の処置

受注者は、委託業務の履行時等において施設の運転に異常を発見した場合、速やかに監督員に連絡するとともに原因を調査し、適切な処置を講じて正常に復旧すること。ただし、復旧作業において支障部品がある場合は、貸与した予備品等に交換すること。また、復旧作業に別途費用等が発生する場合は、監督員と協議すること。

なお、別表1－1及び別表1－2の施設を対象とし、作業においてはポンプ施設事務所または西京極ポンプ場監視室と相互に連絡を行うこと。

オ 応急措置

天災等の異常事態の発生時又は予想されるときは、監督員が応急措置を命ずることがある。この場合、受注者は速やかにこれに応じること。

カ 停電時の緊急対応について

停電時は、監督員の指示により迅速に現地のマンホールポンプの機能を復旧しなければならない。その際、必要な電源については当局保有またはその他の可搬型発電機等を使用し、受注者が準備するクレーン装置付トラック（吊上げ能力2トン以上）にて運搬し復電すること。

(3) 業務の記録等

受注者は、業務の履行又は確認に必要な図書を常に整理し、監督員が提出を求めた場合は速やかに提出すること。また、点検記録、故障報告書、打合せ議事録、運転月報等及び気象警報解除時の報告書等については、当局の指定様式又は承諾を受けた様式で提出すること。

なお、監督員が指示したものについては電子データでも提出すること。

(4) その他の留意事項

ア 保安対策

受注者は、盜難、火災及び部外者の立入等を防止するための対策を講じるとともに、通行制限が必要な作業においては、適切な安全対策を講じて作業を実施すること。また、交通誘導警備業務にかかる検定合格警備員の配置を必要とする路線での作業で通行制限が必要な場合は、適切な交通誘導員を配置するとともに、作業計画書を作成し監督員の承諾を受けて実施すること。

イ 清掃等

受注者は、本委託の対象施設及びその周辺について、隨時、清掃を行い周囲の環境保全に努めること。

ウ 立会業務

本委託業務の対象施設において、電力量計の取替え、点検整備（オーバホール等）、修理及び改良工事を行う場合、必要な機器操作を含め立会を指示することがある。

エ 私有地内での作業について（下水道法第32条）

私有地内での作業を行う従事者については、当局の発行する証明書（様式については下水道法施行規則第21条の別紙様式第16に基づく）を交付するため、従事者全員の氏名及び生年月日を示した書類を監督員に提出すること。

なお、証明書において私有地内での作業中は常に携帯し、関係者の要求があった時は提示を行い、紛失又は損傷した時は直ちに監督員に報告し再交付を依頼すること。また、証明書を所持した従事者を解除する時及び委託業務完了時は、証明書を直ちに監督員に返納すること。

オ 使用者への改善に関する事

受注者は、夾雜物等によるポンプ閉塞等の発生又はその恐れがある場合は、原因者への説明及び改善の依頼を行うこと。

カ 公害防止

受注者は、委託業務の履行に当たって、公害関係法規（大気汚染防止法、騒音規制法、水質汚濁防止法、振動規制法、悪臭防止法等）を順守し、公害防止の措置を講ずること。

なお、法規に定められていない事項についても、騒音振動、悪臭などの公害の発生の予防に努め、監督員が必要と認めて指示する場合は、公害防止の措置を講ずること。

5 保守点検に必要な技術者の資格基準

(1) 主任技術者（業務総括責任者）

主任技術者については、下水道法第22条第2項の有資格者で下水道ポンプ場の保守点検業務に精通している者であること。

(2) 整備・操作員

整備・操作員は、機器の整備及び操作に関して十分な知識及び技術を有し、下水道法に規定する処理場又はポンプ場（マンホールポンプ場含む）における保守点検業務について1年以上の経験を有する者又は同等以上の能力を有していると認められる者であること。

(3) 有資格者の配置

受注者は、下記の資格を有する者を従事者の中に配置するとともに、資格取得等を証明する写しを提出し監督員の承諾を得ること。また、異動及び退職等により欠員となった場合は、速やかに後任を補充すること。

ア 第2種電気工事士以上の資格を有する電気技術者

イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業者主任技能講習を終了した者等

ウ 小型移動式クレーン運転技能講習修了者

エ 玉掛け技能講習修了者

オ その他労働安全関係で必要な資格

6 委託業務の履行

受注者は、本委託業務の履行に当たり、施設の効率的な維持管理が行えるように、監督員と密接に連絡・協議を行い事故等のないように努めること。また、委託業務を適正に履行するため、業務の一部を再委託する場合は、契約書第5、6条に留意し監督員へ再委託承諾申請書を提出し、承諾を得るものとする。

7 委託料の支払い

委託料の支払いは月毎に精算するものとし、契約書に基づき当該委託料を支払うものとする。

月別委託料＝委託料／委託月数（12か月）

なお、上記支払額合計と委託料の差額は、委託年度最終月に精算する。

8 業務の引継ぎ

本委託は、継続して業務を行う必要があるため、前の受注者からの引継ぎ及び次の受注者への引継ぎを遅滞なく行うものとする。ただし、受注者が継続して業務を行う場合、監督員の承諾を受け、以下の引継ぎ業務の全て又は一部を省略することができる。

(1) 前の受注者からの引継ぎ

受注者は、本委託業務の継続的かつ確実な履行を確保するため、前の受注者から適正な運転による性能の確保及び効率的な保守点検方法について、履行開始までの間に業務内容の適正な引継ぎを受けて履行開始に備えること。

なお、その内容について事前に監督員の承諾を受けること。

(2) 次の受託者への引継ぎ

契約の終了に伴い受注者に変更が生じる場合、本委託業務の継続的かつ確実な履行を確保するため、現受注者は次の受注者へ業務内容の引継ぎを委託の完了までに行うこと。現受注者は、次の受注者が業務の遂行に支障をきたさないように、対象となる施設固有の特性や保守点検の留意点を把握できる引継ぎ図書（業務マニュアル等）を作成し、技術指導

すること。

なお、その内容について、事前に監督員の承諾を受けること。

(3) 業務引継ぎの除外

本委託業務の受注者が、前の受注者と同一の場合はこの条項を適用しない。

9 委託料の変更について

本委託の履行中に監督員の指示により、別途費用が発生する場合は協議のうえ、委託料の変更を行うものとする。

第 3 章 雜 則

1 貸与品及び支給品

(1) 当局負担分

完成図書及び機械分解用工具等で委託業務の履行に必要と認められるものについては、当局から貸与又は支給を受けることができる。また、貸与又は支給を受けた期間中は台帳を作成し保管状況を確認するとともに、貸与又は支給品書を監督員に提出し、本委託業務完了時には貸与又は支給品精算書を提出しなければならない。

受注者の原因により破損及び紛失が生じた場合は、直ちに監督員に報告し受注者にて補償すること。貸与品の内、有資格者の必要な機器等の取扱いに当たっては、監督員へ事前に名簿（免状等の写し添付）を提出すること。

(2) 受注者負担分

前項の貸与品及び支給品以外で本委託業務履行上必要なもの（報告記録用紙、一般汎用計器、備品及び消耗品等）についてはすべて受注者負担とする。

2 作業服

本委託業務従事者は、業務及び作業に適した服装及び履物で業務を実施し、名札又は腕章を着けて業務を行うこと。

3 車両管理

作業及び点検用車両（燃料等を含む）については、受注者において準備し適正な管理を行うこと。

4 安全教育及び職員の育成

受注者は、本委託業務履行上必要な研修を行うこと。また、災害、電気及び車両運行関係の保安教育、訓練についても定期的に行うこと。

5 住民との協調

受注者は、点検及び緊急対応等の作業を実施するに当たり、監督員と協議の上、付近住民及び地元関係機関等に作業内容を説明し理解と協力を得ること。また、付近住民及び地元関係機関等から要望又は交渉があった場合は遅滞なく監督員に報告し、その指示を受け誠意を持って対応すること。その結果は、速やかに監督員へ報告すること。

6 業務に伴う廃棄物の処理等

第1章 総則第16項のとおりとし第17項は適用しない。

7 用語の定義

本仕様書に使用する用語のうち、その定義が明確でないものについては、次に定めるところによる。

(1) 下水道施設維持管理積算要領<処理場・ポンプ場施設編>

（社団法人 日本下水道協会発行 2020年版）

(2) 下水道維持管理指針

（社団法人 日本下水道協会発行 2014年版）

別表1-1 委託場所及び概要

1) マンホールポンプ

地 区	MP No.	所 在 地	ポンプ設備	計装設備	付帯設備	備 考
大 原	MP1-1	京都市左京区八瀬花尻町	一式	一式	一式	23年度供用 (7)
	MP1-2	京都市左京区八瀬花尻町	一式	一式	一式	
	MP2-1	京都市左京区大原戸寺町	一式	一式	一式	
	MP3-1	京都市左京区大原上野町	一式	一式	一式	
	MP3-2	京都市左京区大原上野町	一式	一式	一式	
	MP4-1	京都市左京区大原来迎院町	一式	一式	一式	
	MP5-1	京都市左京区大原勝林院町	一式	一式	一式	
	MP6-1	京都市左京区大原戸寺町	一式	一式	一式	24年度供用 (13)
	MP6-2	京都市左京区大原戸寺町	一式	一式	一式	
	MP6-3	京都市左京区大原戸寺町	一式	一式	一式	
	MP6-4	京都市左京区大原戸寺町	一式	一式	一式	
	*MP6-5	京都市左京区大原戸寺町	一式	一式	一式	
	MP6-6	京都市左京区大原戸寺町	一式	一式	一式	
	MP6-7	京都市左京区大原戸寺町	一式	一式	一式	
	MP6-8	京都市左京区大原戸寺町	一式	一式	一式	25年度供用 (2)
	*MP6-9	京都市左京区大原戸寺町	一式	一式	一式	
	*MP6-10	京都市左京区大原戸寺町	一式	一式	一式	
	*MP6-11	京都市左京区大原戸寺町	一式	一式	一式	
	MP7-1	京都市左京区大原戸寺町	一式	一式	一式	
	*MP8-1	京都市左京区大原来迎院町	一式	一式	一式	
	*MP9-1	京都市左京区大原勝林院町	一式	一式	一式	
静 原	*MP9-2	京都市左京区大原勝林院町	一式	一式	一式	26年度供用 (7)
	*MP10-1	京都市左京区大原古知平町	一式	一式	一式	
	MP10-2	京都市左京区大原勝林院町	一式	一式	一式	
	*MP12-1	京都市左京区大原野村町	一式	一式	一式	
	MP14-1	京都市左京区大原上野町	一式	一式	一式	
	*MP14-2	京都市左京区大原上野町	一式	一式	一式	
	*MP16-1	京都市左京区大原小出石町	一式	一式	一式	
	*MP16-2	京都市左京区大原小出石町	一式	一式	一式	
					大原地区計	29
鞍 馬	MP1-1	京都市左京区静市野中町	一式	一式	一式	24年度供用 (8)
	MP3-1	京都市左京区静市静原町	一式	一式	一式	
	MP3-2	京都市左京区静市野中町	一式	一式	一式	
	MP4-1	京都市左京区静市静原町	一式	一式	一式	
	*MP5-1	京都市左京区静市静原町	一式	一式	一式	
					静原地区計	5
高 雄	MP1-1	京都市左京区鞍馬貴船町	一式	一式	一式	25年度供用 (2)
	MP2-1	京都市左京区二ノ瀬町	一式	一式	一式	
	MP2-2	京都市左京区二ノ瀬町	一式	一式	一式	
	MP2-3	京都市左京区二ノ瀬町	一式	一式	一式	
	MP2-4	京都市左京区二ノ瀬町	一式	一式	一式	
	*MP2-5	京都市左京区二ノ瀬町	一式	一式	一式	23年度供用 (4)
	*MP2-6	京都市左京区二ノ瀬町	一式	一式	一式	
	MP4-1	京都市左京区鞍馬本町	一式	一式	一式	
	*MP4-3	京都市左京区鞍馬本町	一式	一式	一式	
	*MP4-4	京都市左京区鞍馬本町	一式	一式	一式	
					鞍馬地区計	10
					高雄地区計	10
					マンホールポンプ場計	54

追記 1. 汚水ポンプは、基本的に2基設置。
2. 「*」付は、ユニット型マンホールポンプ場

2) ユニットポンプ

地 区	MP No.	所 在 地	ポンプ設備	計装設備	付帶設備	備 考
大 原	UP1-1	京都市左京区八瀬花尻町	一式	一式	一式	23年度供用 (5)
	UP1-2	京都市左京区八瀬花尻町	一式	一式	一式	UP1-2は、24年度供用
	UP1-3	京都市左京区八瀬花尻町	一式	一式	一式	UP5-1は、26年度供用
	UP2-1	京都市左京区大原戸寺町	一式	一式	一式	UP1-3は、27年度供用
	UP3-1	京都市左京区大原上野町	一式	一式	一式	
	UP5-1	京都市左京区大原小出石町	一式	一式	一式	
	UP8-1	京都市左京区大原大長瀬町	一式	一式	一式	
	UP8-2	京都市左京区大原来迎院町	一式	一式	一式	
	UP7-1	京都市左京区大原草生町	一式	一式	一式	
	UP9-3	京都市左京区大原勝林院町	一式	一式	一式	
	UP9-8	京都市左京区大原勝林院町	一式	一式	一式	
	UP9-10	京都市左京区大原勝林院町	一式	一式	一式	
	UP10-1	京都市左京区大原来迎院町	一式	一式	一式	
	UP10-2	京都市左京区大原来迎院町	一式	一式	一式	
	UP10-3	京都市左京区大原勝林院町	一式	一式	一式	
	UP11-1	京都市左京区大原草生町	一式	一式	一式	
	UP11-2	京都市左京区大原草生町	一式	一式	一式	
	UP11-3	京都市左京区大原草生町	一式	一式	一式	
	UP11-4	京都市左京区大原草生町	一式	一式	一式	26年度供用 (14)
	UP11-5	京都市左京区大原草生町	一式	一式	一式	
	UP11-6	京都市左京区大原草生町	一式	一式	一式	
	UP14-1	京都市左京区大原上野町	一式	一式	一式	
	UP14-2	京都市左京区大原上野町	一式	一式	一式	
	UP16-2	京都市左京区大原小出石町	一式	一式	一式	
	UP16-3	京都市左京区大原小出石町	一式	一式	一式	
	UP16-5	京都市左京区大原小出石町	一式	一式	一式	
					大原地区計	26
静 原	UP1-1	京都市左京区静市野中町	一式	一式	一式	23年度供用 (3)
	UP2-1	京都市左京区静市静原町	一式	一式	一式	
	UP2-2	京都市左京区静市静原町	一式	一式	一式	
	UP5-1	京都市左京区静市静原町	一式	一式	一式	25年度供用
					静原地区計	4
鞍 馬	UP1-1	京都市左京区鞍馬本町	一式	一式	一式	24年度供用 (10)
	UP2-1	京都市左京区鞍馬二ノ瀬町	一式	一式	一式	
	UP2-2	京都市左京区鞍馬二ノ瀬町	一式	一式	一式	
	UP2-3	京都市左京区鞍馬二ノ瀬町	一式	一式	一式	
	UP4-1	京都市左京区鞍馬本町	一式	一式	一式	
	UP4-2	京都市左京区鞍馬本町	一式	一式	一式	
	UP4-3	京都市左京区鞍馬本町	一式	一式	一式	
	UP4-4	京都市左京区鞍馬本町	一式	一式	一式	
	UP4-5	京都市左京区鞍馬本町	一式	一式	一式	
	UP4-8	京都市左京区鞍馬本町	一式	一式	一式	
	UP4-10	京都市左京区鞍馬本町	一式	一式	一式	26年度供用
					鞍馬地区計	11
高 雄	UP1-1	京都市右京区梅ヶ畠中嶋町	一式	一式	一式	23年度供用 (2)
	UP1-2	京都市右京区梅ヶ畠中嶋町	一式	一式	一式	
	UP2-2	京都市右京区梅ヶ畠殿畠町	一式	一式	一式	24年度供用 (2)
	UP2-3	京都市右京区梅ヶ畠川西町	一式	一式	一式	
	UP3-1	京都市右京区梅ヶ畠殿畠町	一式	一式	一式	25年度供用
					高雄地区計	5
					ユニットポンプ場計	46

3) 中央監視室

場 所	所 在 地
西京極ポンプ場	京都市南区西京極流作町地内

- 追記 1. ユニットポンプは、基本的に1基設置。
- 2. 大原UP10-2、UP11-2、鞍馬UP4-10、静原UP2-1、UP2-2は2基設置。
- 3. 網目で塗りつぶしをしたUPは年2回の巡視点検とする。

別表1-2 ポンプの仕様

1)マンホールポンプ

地 区	MP No.	全揚程 (m)	吐出量 (m ³ /min)	出力 (kW)	口径 (mm)	形 式	備 考
大 原	MP1-1	10.90	2.750	11.00	150	スクリュー	23年度供用 (7)
	MP1-2	7.70	0.160	1.50	65	ボルテックス	
	MP2-1	5.60	2.560	5.50	150	スクリュー	
	MP3-1	7.70	0.159	1.50	65	ボルテックス	
	MP3-2	7.30	0.159	1.50	65	ボルテックス	
	MP4-1	19.20	0.200	7.50	65	ボルテックス	
	MP5-1	3.60	0.200	1.50	65	ボルテックス	
	MP6-1	15.80	0.480	3.70	65	スクリュー	24年度供用 (13)
	MP6-2	16.30	1.260	7.50	100	スクリュー	
	MP6-3	7.70	0.160	1.50	65	ボルテックス	
	MP6-4	8.40	0.160	1.50	65	ボルテックス	
	*MP6-5	8.00	0.160	0.75	50	ボルテックス	
	MP6-6	8.20	0.160	1.50	65	ボルテックス	
	MP6-7	8.40	0.240	2.20	65	ボルテックス	
	MP6-8	7.40	0.160	2.20	65	ボルテックス	
	*MP6-9	5.30	0.071	0.25	50	ボルテックス	
	*MP6-10	4.40	0.071	0.25	50	ボルテックス	
	*MP6-11	5.90	0.071	0.25	50	ボルテックス	
	MP7-1	9.50	0.160	2.20	65	ボルテックス	
	*MP8-1	10.00	0.160	0.75	50	ボルテックス	
	*MP9-1	3.20	0.071	0.25	50	ボルテックス	25年度供用 (2)
	*MP9-2	5.11	0.071	0.40	50	ボルテックス	
	*MP10-1	3.25	0.071	0.25	50	ボルテックス	26年度供用 (7)
	MP10-2	11.20	0.159	3.70	65	ボルテックス	
	*MP12-1	6.00	0.159	0.40	50	ボルテックス	
	MP14-1	7.40	0.159	1.50	65	ボルテックス	
	*MP14-2	3.90	0.159	0.25	50	ボルテックス	
	*MP16-1	3.10	0.159	0.25	50	ボルテックス	
	*MP16-2	4.70	0.159	0.40	50	ボルテックス	
大原地区計							29
静 原	MP1-1	10.40	0.360	3.70	65	ボルテックス	23年度供用
	MP3-1	3.80	0.160	1.50	65	ボルテックス	24年度供用
	MP3-2	16.20	0.160	3.70	65	ボルテックス	(2)
	MP4-1	6.20	0.071	1.50	65	ボルテックス	25年度供用
	*MP5-1	2.90	0.159	0.25	50	ボルテックス	26年度供用
静原地区計							5
鞍 馬	MP1-1	4.00	0.160	0.75	50	ボルテックス	24年度供用 (8)
	MP2-1	8.70	1.390	5.50	80	ボルテックス	
	MP2-2	6.40	0.160	0.75	50	ボルテックス	
	MP2-3	8.50	0.160	1.50	65	ボルテックス	
	MP2-4	10.30	0.160	2.20	65	ボルテックス	
	*MP2-5	12.00	0.160	0.75	50	ボルテックス	
	*MP2-6	9.40	0.160	0.75	50	ボルテックス	
	MP4-1	7.00	0.460	2.20	65	ボルテックス	
	*MP4-3	2.20	0.082	0.25	50	ボルテックス	25年度供用 (2)
	*MP4-4	5.00	0.071	0.25	50	ボルテックス	
鞍馬地区計							10
高 雄	MP1-1	14.50	0.637	3.70	80	スクリュー	23年度供用 (4)
	MP1-2	24.70	0.637	7.50	100	スクリュー(フライホイール付)	
	MP1-3	23.80	0.637	7.50	100	スクリュー(フライホイール付)	
	MP1-4	17.70	0.524	5.50	80	スクリュー	
	MP2-1	21.00	0.380	7.50	65	ボルテックス(フライホイール付)	24年度供用 (2)
	MP2-2	7.70	0.160	1.50	65	ボルテックス	
	MP3-1	16.20	0.204	5.50	65	ボルテックス	25年度供用 (4)
	MP3-2	20.10	0.169	3.70	65	スクリュー(フライホイール付)	
	MP3-3	3.90	0.159	1.50	65	ボルテックス	
	*MP3-4	6.40	0.071	0.25	50	ボルテックス	
高雄地区計							10
マンホールポンプ場計							54

追記 1. 汚水ポンプは、基本的に2基設置。
2. 「*」付は、ユニット型マンホールポンプ場

2) ユニットポンプ

地 区	MP No.	全揚程 (m)	吐出量 (m³/min)	出力 (kW)	口径 (mm)	形 式	備 考
大 原	UP1-1	4.60	0.080	0.40	50	ボルテックス	23年度供用 (5) UP1-2は、24 年度供用 UP5-1は、26 年度供用 UP1-3は、27 年度供用
	UP1-2	5.50	0.071	0.25	50	ボルテックス	
	UP1-3	5.84	0.071	0.40	50	ボルテックス	
	UP2-1	6.30	0.080	0.40	50	ボルテックス	
	UP3-1	5.10	0.080	0.40	50	ボルテックス	
	UP5-1	4.84	0.071	0.40	50	ボルテックス	
	UP8-1	8.80	0.071	0.40	50	ボルテックス	
	UP8-2	5.20	0.071	0.40	50	ボルテックス	
	UP7-1	4.40	0.071	0.40	50	ボルテックス	
	UP9-3	2.60	0.071	0.25	50	ボルテックス	24年度供用 (4)
	UP9-8	2.70	0.071	0.25	50	ボルテックス	
	UP9-10	4.20	0.071	0.25	50	ボルテックス	
	UP10-1	2.30	0.071	0.25	50	ボルテックス	
	UP10-2	4.80	0.266	0.75	50	ボルテックス	26年度供用 (14)
	UP10-3	4.20	0.071	0.25	50	ボルテックス	
	UP11-1	5.00	0.071	0.25	50	ボルテックス	
	UP11-2	3.10	0.071	0.25	50	ボルテックス	
	UP11-3	5.50	0.071	0.25	50	ボルテックス	
	UP11-4	4.50	0.071	0.25	50	ボルテックス	
	UP11-5	4.50	0.071	0.25	50	ボルテックス	
	UP11-6	4.50	0.071	0.25	50	ボルテックス	
	UP14-1	4.00	0.071	0.25	50	ボルテックス	
	UP14-2	4.70	0.071	0.25	50	ボルテックス	
	UP16-2	5.00	0.071	0.25	50	ボルテックス	
	UP16-3	4.60	0.071	0.25	50	ボルテックス	
	UP16-5	12.60	0.071	1.50	65	ボルテックス	
						大原地区計	26
静 原	UP1-1	5.10	0.071	0.40	50	ボルテックス	23年度供用 (3)
	UP2-1	9.10	0.445	2.20	65	ボルテックス	
	UP2-2	6.80	0.515	3.70	65	ボルテックス	
	UP5-1	4.80	0.071	0.25	50	ボルテックス	25年度供用
							静原地区計 4
鞍 馬	UP1-1	5.70	0.071	0.40	50	ボルテックス	24年度供用 (10)
	UP2-1	2.60	0.071	0.25	50	ボルテックス	
	UP2-2	6.30	0.071	0.40	50	ボルテックス	
	UP2-3	5.70	0.071	0.40	50	ボルテックス	
	UP4-1	3.20	0.071	0.25	50	ボルテックス	
	UP4-2	3.70	0.071	0.25	50	ボルテックス	
	UP4-3	3.00	0.071	0.25	50	ボルテックス	
	UP4-4	3.10	0.071	0.25	50	ボルテックス	
	UP4-5	3.10	0.071	0.25	50	ボルテックス	
	UP4-8	3.10	0.071	0.25	50	ボルテックス	
	UP4-10	4.42	0.174	0.40	50	ボルテックス	26年度供用
						鞍馬地区計	11
高 雄	UP1-1	6.10	0.071	0.40	50	ボルテックス	23年度供用 (2)
	UP1-2	9.60	0.071	0.40	50	ボルテックス	
	UP2-2	10.40	0.114	0.75	50	ボルテックス	24年度供用 (2)
	UP2-3	4.10	0.071	0.40	50	ボルテックス	
	UP3-1	5.90	0.071	0.25	50	ボルテックス	25年度供用
						高雄地区計	5
						ユニットポンプ場計	46

追記 1. ユニットポンプは、基本的に1基設置。

2. 大原UP10-2、UP11-2、静原UP2-1、UP2-2、鞍馬UP4-10は2基設置。

3. 網目で塗りつぶしをしたUPは年2回の巡回点検とする。

別表2

点検整備項目表

設備等	点 檢 内 容	点検頻度
マンホール	外観(路面状況、周囲の沈下)	巡回点検 (1回/月)
	内部(槽内の異物、浮遊物等の堆積の確認及び簡易清掃)	
	蓋等(開閉状態、損傷等)	
現場操作盤	キャビネット(汚損、損傷、過熱、据付状態、浸水等、簡易清掃)	
	計器指示値、表示灯、スイッチ等の確認	
	球切れ、断線、緩み、ヒューズ切れの確認	
	漏電遮断器等保護装置の作動確認	
ポンプ設備	自動通報装置の作動確認(マンホールポンプ場のみ)	
	目視点検(外観、油漏れ等の確認)	
配管類	運転状況(試運転、異音、振動及び運転電流値等の確認)	
ケーブル類	目視点検(損傷、支持状態の確認)	
その他	ポンプ場付帯設備の確認及び周辺の清掃	
マンホール	槽内の堆積物、内壁及び機器に付着した汚物の除去・清掃	定期点検 (1回/年 マンホール ポンプ場 のみ)
現場操作盤	主回路(ポンプ電源)、制御回路等の絶縁抵抗値の測定	
	盤内端子台の増し締め	
ポンプ設備	着脱装置の機能確認	
	腐食の確認	
水位計等	水位センサー検知部の確認(圧力検知部の清掃及びケーブルの劣化有無)	
	投込式コントローラの確認(水位表示の状態、配線及び取付状況の確認)	
	水位センサーの零点表示(水位表示のズレの有無)確認	
	バックアップ用フロートスイッチの作動確認	
記録、他	運転データ(運転時間、電力量、電流値)の記録作成	随時
	点検記録、緊急点検報告書及び運転月報・年報等の作成	

*1 上記以外に、緊急対応として臨時点検を実施する。

*2 上記以外で、マンホールポンプの潤滑油の点検を実施する箇所がある。

*3 交通量の多い幹線道路については、点検時期や方法について、当局と協議のうえ実施する。

【別紙】提出書類一覧

(1) 契約締結時(着手前)

書類種類	様式等	部数	備考
請負金内訳書	① 様式番号1	1	
工程表	① 様式番号2	1	または②様式13
業務計画書	指定なし	1	
現場代理人等通知書及び経歴書	① 様式番号3、3'	1	取得資格証明書(写)添付
現場作業員名簿		1	経歴書・取得資格証明書(写)添付
管理体制表		1	
連絡体制表		1	緊急体制、大雨警報時の体制表含む
労働災害補償保険加入証明書の写し 又は 労働災害補償保険成立証明願等		1	京都労働局「労働保険関係成立等証明願を提出される事業主の皆様へ」参照
建設業退職金共済制度関係書類	① 様式番号4、5、6	1	
身分証明書交付願	② 様式19	2	下水道法第32条
貸与品及び支給品書	① 様式番号14	2	貸与、支給品がある場合
再委託承諾申請書	③	2	再委託がある場合
物品借受申込書		1	別途、当局より送付

(2)業務中

書類種類	様式等	部数	備考
作業予定表		1	毎月
作業日報		1	随時
作業実績表		1	毎月
ポンプ場等点検整備記録表		1	毎月
各施設測定記録表		1	随時
大雨洪水警報発表時の異常・被害状況報告書		1	解除後速やかに
故障報告書		1	発見後速やかに
事故報告書		1	発生後速やかに
作業写真		1	毎月
月報・年報等		1	随時
工事打合簿	① 様式番号16	2	協議後速やかに(「工事」を「委託」に読み替え)
現場発生品調書	① 様式番号28	2	随時
その他監督員の指示する書類		必要部数	随時

(3)部分払い時

書類種類	様式等	部数	備考
第回部分検査請求書	① 様式番号23	2	
第回部分出来高(請求)内訳書	① 様式番号23'	2	
請求書	④	2	
口座振替依頼書		1	債権者登録(口座振替払)済の場合は不要
委託料月額算定内訳書		2	

(4)完了時

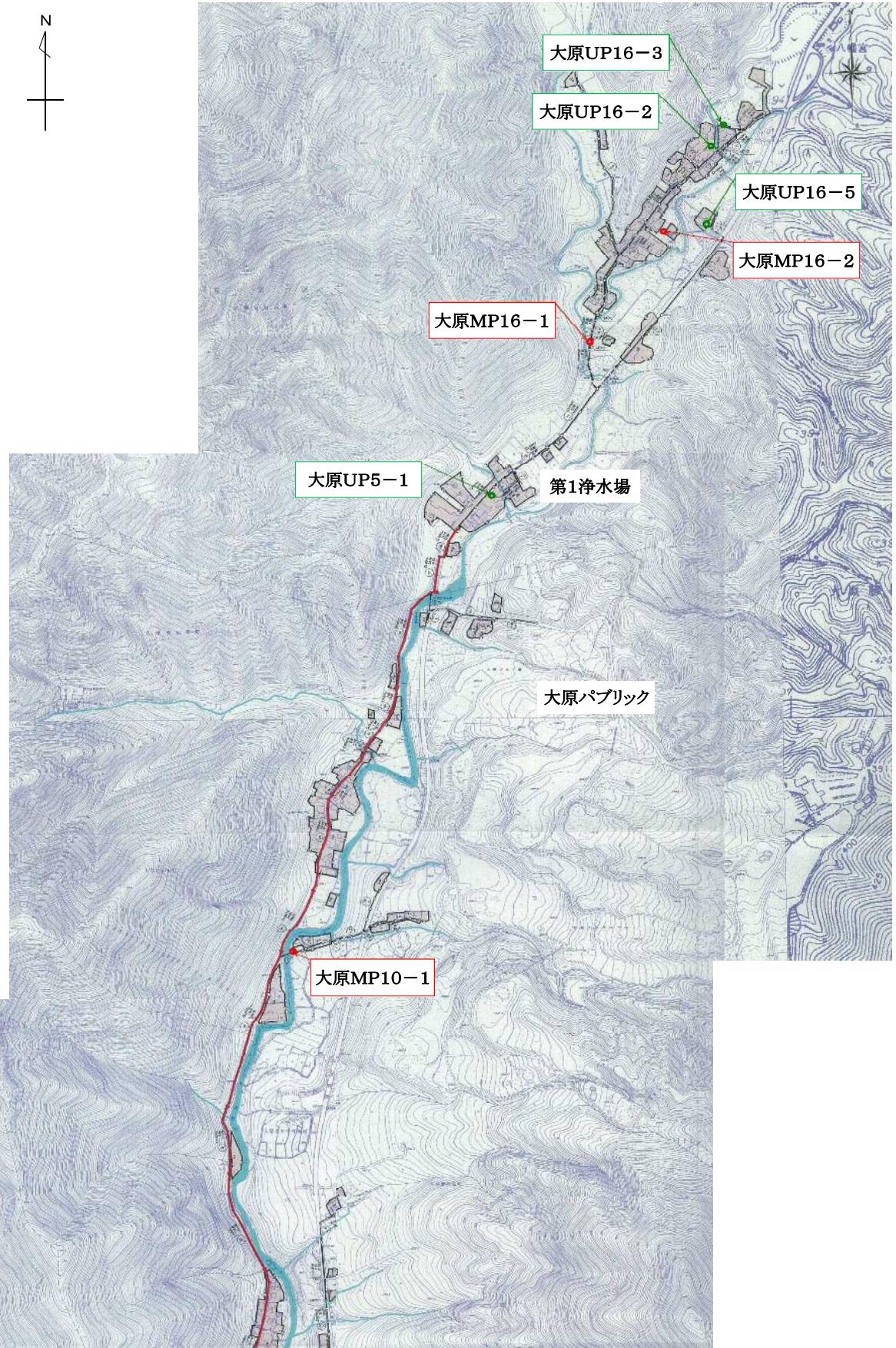
書類種類	様式等	部数	備考
完成通知書	① 様式番号29	2	「完成」を「完了」に読み替え
請求書	④	2	
口座振替依頼書		1	債権者登録(口座振替払)済の場合は不要
委託料年額算定内訳書		2	
貸与品及び支給品清算書	① 様式番号27	2	貸与、支給品がある場合
引継ぎ図書		必要部数	業務マニュアル等

様式等のダウンロードアドレス(※令和7年4月時点 書類作成時は最新版を使用のこと)

- ① <https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000272500.html> 工事関係書類の様式(令和7年2月)
- ② <https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000272517.html> 設計業務等委託提出書類の様式(令和5年10月)
- ③ <https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000319861.html> 入札・契約関係書類の様式
- ④ <https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000224869.html> 京都市上下水道局請求書標準様式(インボイス対応様式)

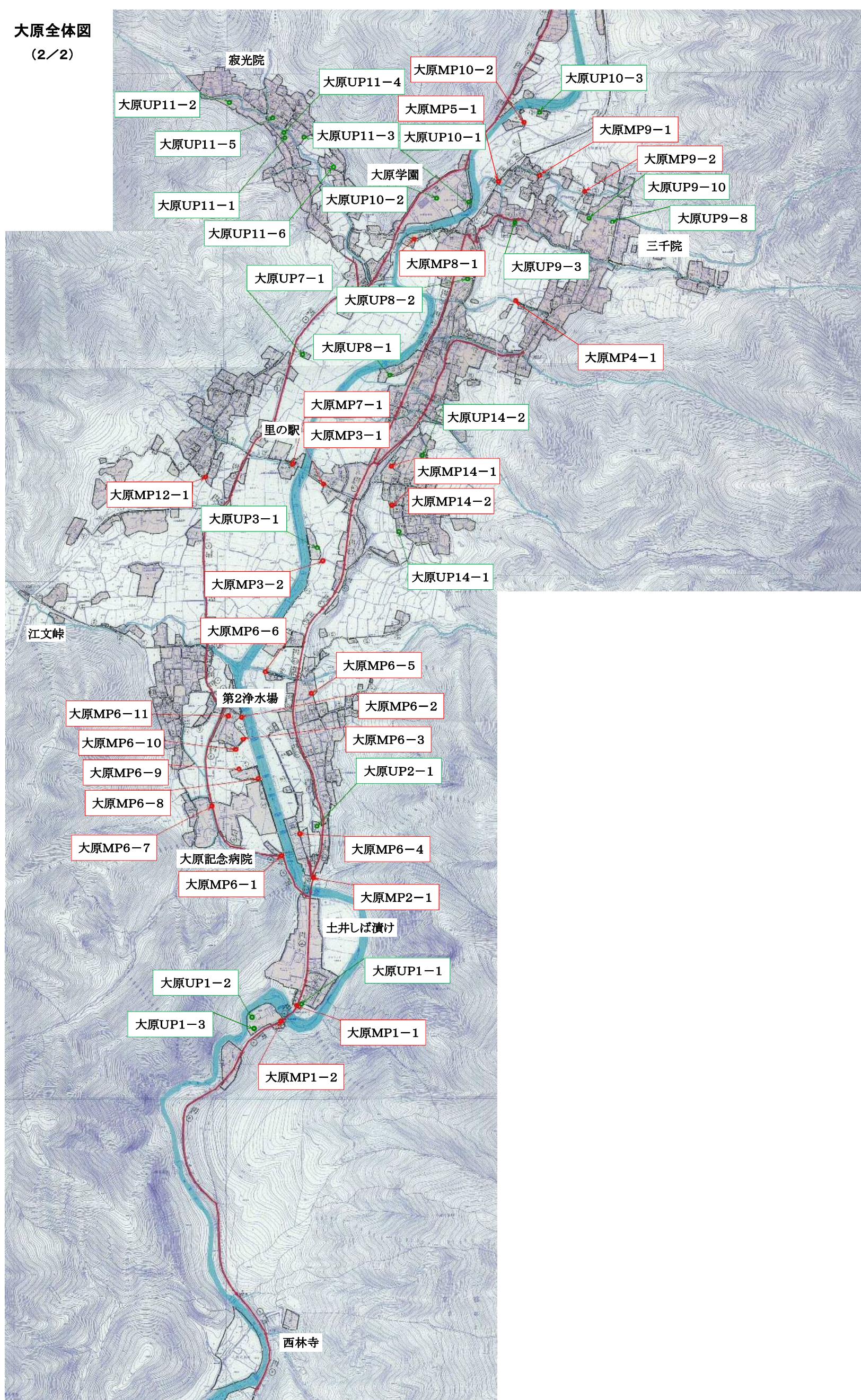
大原全体図

(1/2)

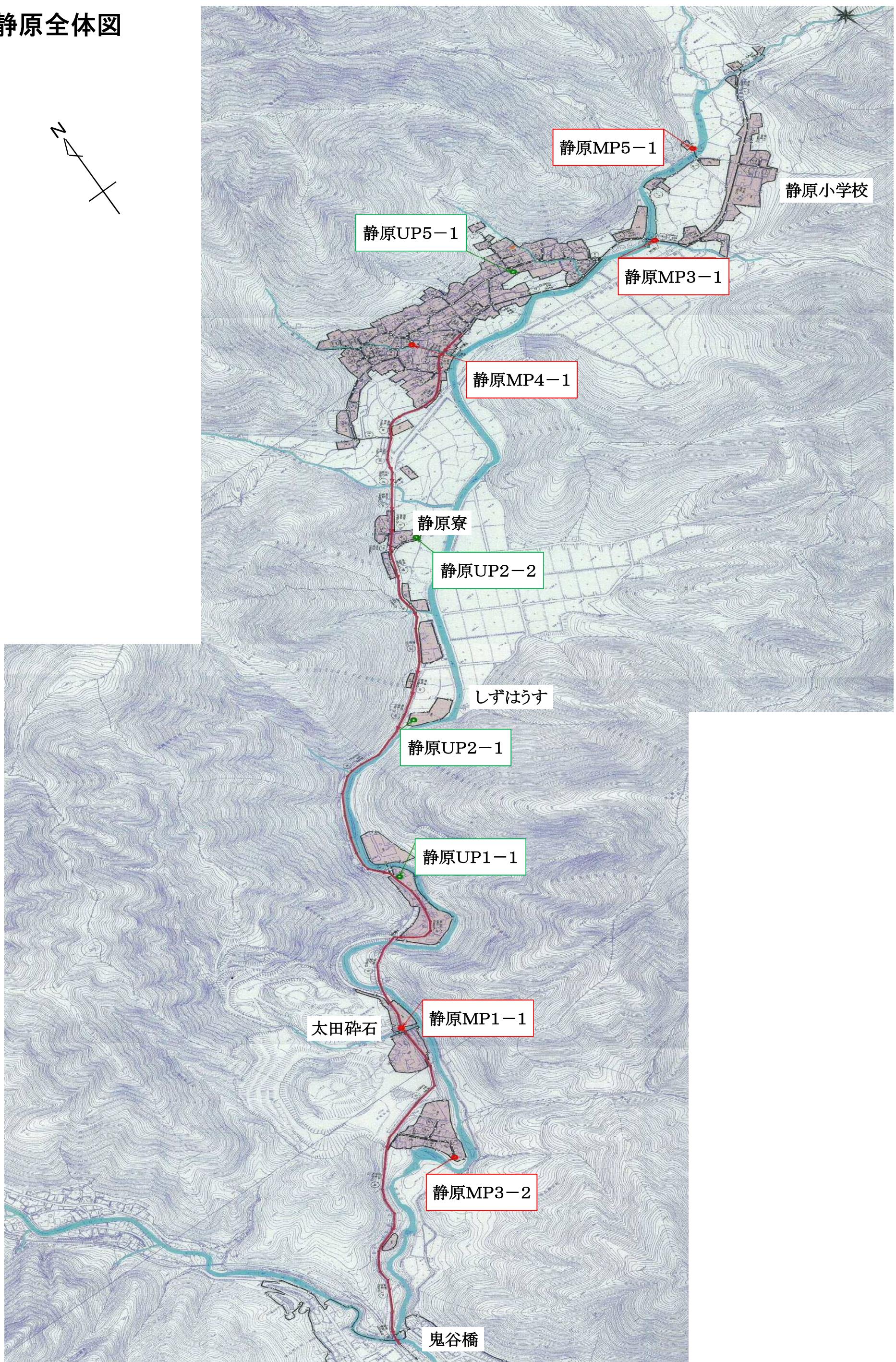


大原全体図

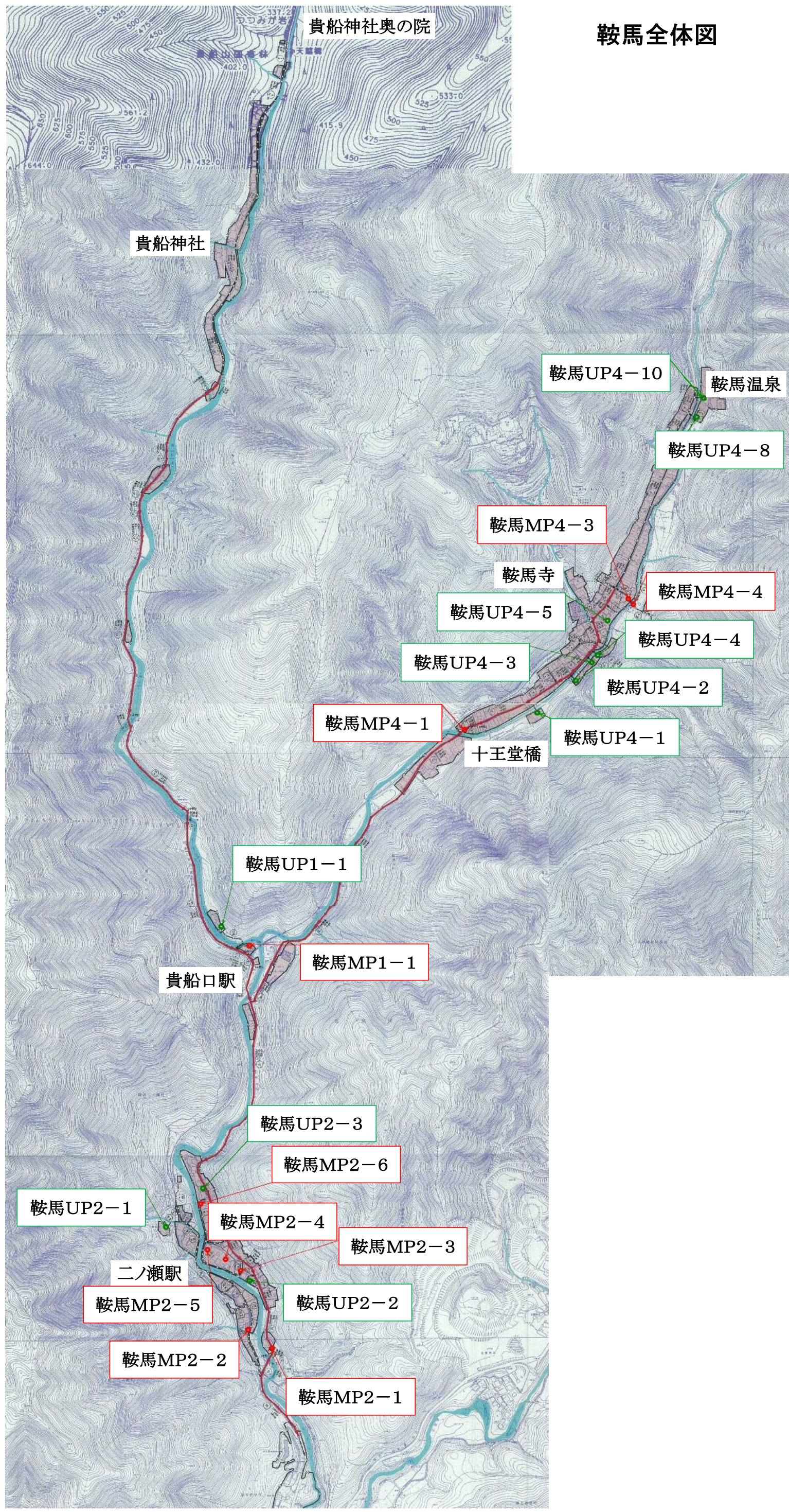
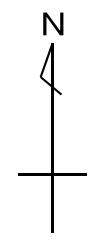
(2/2)



静原全体図



鞍馬全体図



高雄全体図

